

令和6年12月23日

北海道知事 鈴木直道様

遠軽町長 佐々木 修



環境影響評価方法書に係る意見について（回答）
令和6年11月27日付、環境第850号にて照会のありました標記の件につきまして、
下記のとおり回答いたします。

記

1 意見照会対象図書

（仮称）遠軽ウインドファーム事業環境影響評価方法書

2 意見

（1）風力発電機の設置予定位置から近いところでは約1.6km先に住宅が存在している。（方法書119P図3.2-7）

方法書21P「4. 対象事業実施区域の設定根拠」③環境保全上留意が必要な場所の確認）では、風力発電機の設置予定位置の検討に当たっては、住宅等の周囲500mの範囲を避けることとしたとあるが、対象事業実施区域の周辺は、静穏な地域であるため、工事による騒音・振動及び風力発電機稼働後の超低周波音の予測、評価にあたっては、適切な方法により行うこと。

特に騒音・低周波音については、単に環境基準との比較ではなく、現況騒音からの増加分について評価すること。

（2）風車の影の調査、予測及び評価にあたっては、現地調査を行うことにより、近隣住宅の位置との関連や、地形の状況を把握したうえで調査し準備書に記載すること。

（3）事業の実施にあたっては、他の地域では風力発電機の設置による地上波デジタルテレビの電波障害が発生していることから、風力発電機の設置による電波障害の影響を調査、評価し、準備書に記載すること。

また、調査の結果に関わらず、電波障害が発生した場合の措置について検討し、併せて準備書に記載すること。

（4）対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点である「太陽の丘えんがる公園（見晴牧場）」、「薬師山」、「道の駅遠軽森のオホーツク」からの景観について、フォトモンタージュ等を活用し、地域住民等へわかりやすい説明を行うこと。

また、景観に与える影響が最小限となるよう十分配慮すること。

(5) 稼働開始後において、天然記念物に指定される鳥類などの衝突事案をはじめ、生態系全体への影響が生じることについて将来的な可能性が否定できないことから、自然環境への影響が生じた場合において、専門家等の意見を聴取したうえで、稼働制限等を含む環境保全措置の実施について検討すること。

(6) 対象事業実施区域の周辺に「社名淵（サナプチ）川」が流れ、対象事業実施区域内には、支流の「中川」、「朝日の沢川」、「日の出沢川」が流れている。（方法書 43 P 図 3.1-8）

工事での土砂の流出により水質の悪化が懸念されるため、工事による影響について、最新の知見や専門家等の助言を得ながら、適切な方法で調査、予測をすること。

(7) 環境省が、平成30年3月30日付で「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、環政評発第1803305号）にて通達している内容を踏まえ、インターネットにて公開する環境影響評価図書、特に準備書においては縦覧期間の延長やファイル印刷を可能にするなど、利便性の向上に努めること。

また、地域住民への積極的な情報提供や丁寧な説明など、適切な対応に努めること。

担当
遠軽町民生部住民生活課
TEL 0158-42-4812

